

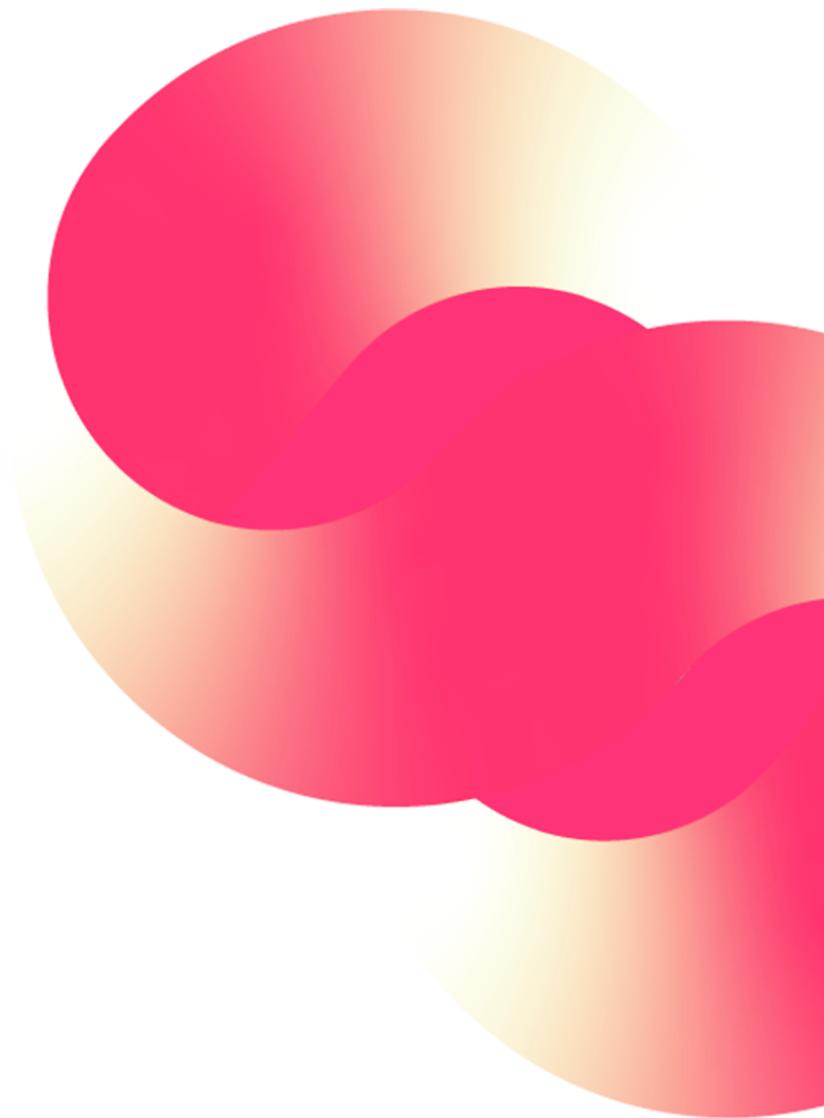


Council for
Sports Ecosystem
Promotion

経済産業省：
令和5年度商取引・サービス環境の適正化に係る事業
(諸外国のスポーツデータに係る権利関係等調査事業)
報告書

November 2024

一般財団法人 スポーツエコシステム推進協議会



令和5年度商取引・サービス環境の適正化に係る事業 (諸外国のスポーツデータに係る権利関係等調査事業)

最終調査報告書

本調査の背景・ 目的

コロナ禍を経てスポーツ分野においてDXが加速しており、放送・配信、ファンエンゲージメント、競技力強化、選手管理、審判・判定等多くの場面で活用が進んでいる。中でも欧米を中心に、スポーツデータやデジタル技術を活用した新たなサービスに関する市場が拡大

- 日本においても、様々なスポーツデータが活用される可能性があるが、それらの権利性やその帰属主体等の権利の在り方は必ずしも明らかになっていない場合がある
- 多くのスポーツ団体が選手の肖像等を利用した多様なサービスを展開しているほか、積極的に放送・配信サービスの活用にも取り組んでいるが、スポーツ団体によっては、選手の肖像等の利用や放送・配信のルール整備が確立されていない場合も見受けられる

さらに、諸外国におけるスポーツベッティングの合法化と市場拡大に伴うスポーツコンテンツやデータを活用したビジネスの急速な発展によって、日本のスポーツを取り巻く知的財産その他の権利物等が無許諾で利用等（フリーライド）される事例が出現

以上の状況を踏まえ、諸外国におけるスポーツに関する権利関係の法的整理の把握、並びに、諸外国における権利物等の無許諾利用による権利侵害への対応の把握に向けて本調査を実施

⇒ 末尾に、スポーツデータ、肖像権、放映権及び主催権に関する日本における検討の方向性を記載

諸外国におけるスポーツデータ、肖像権・パブリシティ権、放映権、及び主催権に係る権利関係の法的整理の把握

調査対象

- 本調査では、米国、英国及びフランスを対象として調査を実施。比較検討の観点から日本における調査事項の整理についても言及

調査項目

- 具体的には、以下の事項について調査を実施
 - ✓ スポーツデータ
 - ・ スポーツデータの種類
 - ・ 米国、英国、フランス及び日本における権利関係の法的整理・実務上の慣行
 - ✓ 肖像権・パブリシティ権
 - ・ 米国、英国、フランス及び日本における権利関係の法的整理・実務上の慣行
 - ✓ 放映権
 - ・ 米国、英国、フランス及び日本における権利関係の法的整理・実務上の慣行
 - ✓ 主催権
 - ・ フランスにおける権利関係の法的整理（実務上の慣行はその他の権利で記載）

諸外国における第三者によるスポーツデータ、ストリーミング、肖像等及びロゴの無許諾利用等による権利侵害への対応の把握

調査対象

- 本調査では、米国、英国及びフランスを対象として調査を実施。比較検討の観点から日本における調査事項の整理についても言及

調査項目

- 具体的には、各国以下の事項について調査を実施
 - ✓ データの独自収集及び利用への対応
 - ✓ データの無許諾利用への対応
 - ✓ ストリーミングの無許諾利用への対応
 - ✓ 肖像等の無許諾利用への対応
 - ✓ ロゴの無許諾使用への対応